

## 憲法解釈変更 法制局文書残さず

表題は毎日新聞 10 月 7 日「記者の目」のテーマだ。安保法は異様な状況で「成立」した。それに至る憲法解釈変更に関わる問題を取りあげており、紹介しておきたい。

安倍内閣が集団的自衛権の行使を容認した昨年 7 月 1 日の閣議決定に際し、内閣法制局がその経緯を記録した文書を作っていない。これは深刻な事態だ。取材を始めたきっかけは、横畠裕介内閣法制局長官が今年 6 月、衆院特別委員会で「法制局内に反対意見はなかったのか」と野党議員に問われ、「ありません」と断言したことだ。「本当だろうか」と思った。内閣法制局は、その法解釈の厳格さゆえに「法の番人」として他省庁から一目置かれ、政治家からは時に疎まれてきた。横畠氏自身、法制局の仕事は「憲法をはじめとする法令の解釈の一貫性や論理的整合性を保つ」ことだと国会で答弁している。その組織が、40 年以上も維持してきた「集団的自衛権の行使は違憲」という見解を手放したのだ

記録を見れば内部の議論が分かるかもしれないと考え、閣議決定に関する文書を情報公開請求しようと、担当者に問い合わせた。すると自ら作った文書はないというのだ。耳を疑った。国の将来を大きく変える可能性のある解釈変更だということに、あまりにもずさんではないか。同僚と周辺取材を重ね、9 月 28 日の朝刊で記事にした。(写真は記事に掲載)

2011 年 4 月施行の公文書管理法は、行政機関に意思決定の途中経過も含めた詳細な記録を義務づけたはずだった。同法の第 1 条は公文書を「歴史的事実の記録」「主権者である国民が主体的に利用し得るもの」と定義し、それを残すことで、現在だけでなく将来の国民に対する説明責任を全うするとの目的が掲げられている。単なる手続き法ではなく、民主主義の理念が埋め込まれた法律なのだ。安倍首相が 13 年 8 月、内閣法制局の「たたき上げ」を長官としてきた慣例を覆し、集団的自衛権行使容認派の外務官僚、小松一郎氏を長官に任命したことで、その独立性は明らかに損なわれた。安倍首相は主に外国向けにアピールする「法の支配」や「民主主義の価値観」と正反対のことを、自身の足元で進めていると言わざるを得ない。内閣法制局の権威は崩れ落ちてしまった。今からでもいい。横畠氏は水面下の経緯を文字に起こし、公文書として残さなければならぬ。それがこの国の未来に対する最低限の責務ではないか。

(2015 年 10 月 16 日)

戦後の歴代内閣法制局長官の経歴

氏名	在任期間	前職	元職
佐藤達夫	1947年6月～54年12月	法制次長	第1部長
林修三	54年12月～64年11月	法制意見第2局長	法制意見第1局長
高辻正己	64年11月～72年7月	次長	第1部長
吉国一郎	72年7月～76年7月	次長	第1部長
真田秀夫	76年7月～79年11月	次長	第1部長
角田礼次郎	79年11月～83年7月	次長	第1部長
茂串俊	83年7月～86年7月	次長	第1部長
味村治	86年7月～89年8月	次長	第1部長
工藤敦夫	89年8月～92年12月	次長	第1部長
大出雄郎	92年12月～96年1月	次長	第1部長
大森政輔	96年1月～99年8月	次長	第1部長
津野修	99年8月～2002年8月	次長	第1部長
秋山収	02年8月～04年8月	次長	第1部長
阪田雅裕	04年8月～06年9月	次長	第1部長
宮崎礼豊	06年9月～10年1月	次長	第1部長
梶田信一郎	10年1月～11年12月	次長	第1部長
山本庸幸	11年12月～13年8月	次長	第1部長
小松一郎	13年8月～14年5月	駐仏大使	駐スイス大使
横畠裕介	14年5月～	次長	第1部長

※敬称略。西川伸一・明治大教授の著書「これでわかった!内閣法制局」を基に作成